

令和元年大網白里市議会第4回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 令和元年12月17日（火曜日）午後1時51分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（5名）

石 渡 登志男	委員長	上 代 和 利	副委員長
林 正清子	委員	山 下 豊 昭	委員
小金井 勉	委員		

出席説明員

下水道課長	林 浩 志	下水道課副課長	三 宅 秀 和
下水道課主査 兼施設班長	内 山 富 夫		
都市整備課長	米 倉 正 美	都市整備課副課長	斉 藤 正 二
都市整備課主査 兼都市計画班長	今 井 孝 行		

事務局職員出席者

議会事務局長	安 川 一 省	副 主 幹	花 沢 充
主任書記	鶴 岡 甚 幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託）の審査

- ・陳情第9号 季美の森南所在街路灯に関する陳情

(2) 条例等付託議案の審査

- ・議案第6号 令和元年度大網白里市公共下水道事業特別会計補正予算（下水道課）
- ・議案第9号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(都市整備課)

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（上代和利副委員長） ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。

（午後 1時51分）

◎委員長挨拶

○副委員長（上代和利副委員長） 最初に、委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） 皆さん、ご苦労さまでございます。

今回、当常任委員会で審議する内容は、陳情1件、議案が2件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審議をどうぞよろしくをお願いいたします。

○副委員長（上代和利副委員長） ありがとうございます。

◎陳情第9号 季美の森南所在街路灯に関する陳情

○副委員長（上代和利副委員長） 続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） 傍聴希望者はおりますか。入室させてください。許可します。

本日の出席委員は5名であります。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより、当常任委員会に付託となった陳情第9号 季美の森南所在街路灯に関する陳情の審査を行います。

陳情の内容につきましては、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の皆様方の意見をお伺いしたいと思います。

何かございますか。

（発言する者なし）

○委員長（石渡登志男委員長） ないようならば、討論に移りますが、希望者ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） 意見等が出尽くしたようですので、採決に移りたいと思います。

お諮りいたします。

陳情第9号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(石渡登志男委員長) 賛成少数。

よって、陳情第9号は不採択と決しました。

以上で陳情第9号の審査を終わりにします。

◎議案第6号 令和元年度大網白里市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○委員長(石渡登志男委員長) これより付託議案の審査を行います。

それでは、議案第6号 令和元年度大網白里市公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

下水道課を入室させてください。

(下水道課 入室)

○委員長(石渡登志男委員長) 下水道課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もございますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第6号の説明をお願いいたします。

どうぞ。

○林 浩志下水道課長 下水道課でございます。出席職員を紹介させていただきます。

私の右側、副課長の三宅でございます。

○三宅秀和下水道課副課長 三宅です。よろしくお願いいたします。

○林 浩志下水道課長 反対側、施設班長主査の内山でございます。

○内山富夫下水道課主査兼施設班長 内山です。よろしくお願いいたします。

○林 浩志下水道課長 私、課長の林でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

議案第6号 公共下水道事業特別会計補正予算について説明させていただきますが、委員長、説明に際しまして、参考資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

○委員長(石渡登志男委員長) はい。

○林 浩志下水道課長 それでは、改めまして、議案第6号 公共下水道事業特別会計補正予算でございます。

全員協議会資料の4ページをごらんください。

処理場管理費といたしまして、浄化センター及び緑が丘中継ポンプ場の付近に不具合が生じたことから、部品の交換整備を行おうとするものでございます。交換整備に係る金額につきましては、記載のとおり940万5,000円でございます。一方、補正額が558万5,000円の増額と記載されておりますのは、12月補正予算案の総括表の4分の4ページの表に内訳の記載がございますが、来年度に実施することになりました工事について380万円ほど減額した関係で、都合558万5,000円の増額でございます。

また、繰越明許費の設定につきましては、役所の予算は年度内に完了することが通常でございますが、この案件につきましては、機器類の製作に日数を要する関係で整備工事が翌年度にわたると見込まれるため、繰越明許費を設定させていただくものでございます。

概要は以上でございますが、お配りした参考資料でもう少し説明をさせていただきます。

位置図をごらんください。

ご承知かもしれませんが、右下の黒丸が浄化センターの位置でございます。大字で申し上げますと四天木、私ども下水道課の事務所もこちらにございます。また、左上の黒丸、こちらが緑が丘中継ポンプ場の位置です。みどりが丘団地の一番北のほうにポンプ場がございます。

位置図をめくっていただきまして、もう一枚の資料をごらんください。

左側が浄化センターの水中攪拌機、右側が緑が丘中継ポンプ場の雨水ポンプでございます。機器の大きさ、寸法につきましては、単位をミリメートルで表示しておりますが、図に示すとおりでございます。

水中攪拌機につきましては、左下に概要を記載しておりますので、説明させていただきますと、浄化センターでは微生物の浄化作用を利用した活性汚泥法という方式により、流入した雨水を浄化し放流しておりますが、今回の補正予算は汚水と活性汚泥を混合するための水中攪拌機が故障したため、水中攪拌機の中の部品を交換、具体的には減速機というユニット等の交換を行おうとするものでございます。

同様に、右下の汚水ポンプの記載でございますが、緑が丘中継ポンプ場はみどりが丘地区の汚水を雨水幹線に発送するための施設でございます。今回の補正予算はポンプ場内に4台設置されているポンプのうち1台が故障したため、ポンプの中の部品交換、具体的にはメカ

ニカルシールという部品の交換を行おうとするものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。ご審議のほどお願いいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） ただいま説明がありました議案第6号の内容について、委員の皆様方、ご質問等があればお願いいたします。

小金井委員、どうぞ。

○小金井 勉委員 緑が丘の中継ポンプ場の汚水ポンプの故障ということですが、みどりが丘も造成されてもう23年ぐらいたつんですかね。今回のこの故障というか、シールといいたよね、部分的なものなのか。あともう1点は、4台あるうちポンプ自体がもう今まで20年、30年の中で交換したことがあるのか。大体このポンプ自体がどのくらいもつのか、そのへんちょっとわかる範囲でお願いします。

○委員長（石渡登志男委員長） どうぞ。

○林 浩志下水道課長 まず、緑が丘の中継ポンプ場の整備時期ですが、ポンプ自体は一番最初から24年が経過しております。その中で今回の部品につきましては、メカニカルシールでございますけれども、12年、既に1回は交換をしておるんですが、既に12年が経過しまして、耐用年数にちょうど満たしている中で交換というふうになります。

以上です。

○委員長（石渡登志男委員長） どうぞ。

○小金井 勉委員 そのポンプ自体は故障はなかったけれども、シール関係というのは、そこはもう多分機械部分でそこはもう摩耗する部分で、そこは今おっしゃられたように、10年とか15年とか、そういう耐用年数だと思うんですよね。わかりました。

ほかの4台のうちの1台のシール交換と言いましたけれども、同じくその二十三、四年前にこれは直したと言いましたけれども、もう3台もまた耐用年数がもう来ていますよね。同じ時期であれしてありますんでね。故障される可能性というのがこれからあるわけですから、耐用年数がもう過ぎていなければ、それを1回ある程度の流れで交換という、故障してから交換じゃなくて、このポンプ4台がフルに活動しているわけでしょう、ある程度は。そうしないとやっぱり汚水関係でも、この間の豪雨とか、そういうときになったときに、汚水と排水が一緒にはけ切らないとか、そういう不具合がこれからはその時期によっては生まれてくる可能性というのはあるから、やっぱりそのへんの点検というのは、やっぱりやっていくべきじゃないかと思います。

以上です。

○委員長（石渡登志男委員長） 課長、それについてありますか。別によろしいですか。

ほかには委員の皆さん方、何かございますか。

林委員、どうぞ。

○林 正清子委員 今回の台風の大雨で影響ありますか。

○委員長（石渡登志男委員長） 課長、どうぞ。

○林 浩志下水道課長 今回の台風の大雨の前にこちらのポンプにつきましては、故障しまして、台風自体は何かしのいだんですけれども、今後、整備した時期が小金井委員がおっしゃったように、同時期に整備しているものですから、同時にほかのも壊れてもいけないものから、今回速やかに故障したポンプにつきましては、交換したいという考え方で予算計上させていただいております。

○委員長（石渡登志男委員長） よろしいですか。

ほかには委員の皆さん方、ご質問とかあれば。

はい。

○山下豊昭委員 4台のうちの1台は今回かえるということですが、そのことによりまして、新しく交換することによって、処理能力等の効果アップというのはどのようになるのでしょうか。

○委員長（石渡登志男委員長） はい。

○三宅秀和下水道課副課長 基本的には部品の交換による整備工事を行いますので、能力的には同じ、変わらず現状のままということでございます。

○委員長（石渡登志男委員長） よろしいですか。

ほかには質問等がなければ、下水道課の皆さん、ご苦労さまでございました。退席させていただきます。お疲れさまでした。

（下水道課 退室）

◎議案第9号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（石渡登志男委員長） それでは、次に、引き続き、議案第9号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

都市整備課の方をご入室させてください。

（都市整備課 入室）

○委員長（石渡登志男委員長） 都市整備課の皆様方、ご苦勞さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第9号の説明をお願いいたします。

課長どうぞ。

○米倉正美都市整備課長 それでは、出席職員の紹介をさせていただきます。

委員の皆様からごらんいただきまして、私の左隣になります。都市計画班長の今井主査でございます。

○今井孝行都市整備課主査兼都市計画班長 今井です。よろしくをお願いいたします。

○米倉正美都市整備課長 私の右側になります。斉藤副課長です。

○斉藤正二都市整備課副課長 斉藤です。よろしくをお願いいたします。

○米倉正美都市整備課長 私は課長の米倉と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第9号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

はじめに、1の改正の趣旨でございます。

都市計画で定める土地に関します区域区分や用途地域などの証明書につきましては、現在、無料で交付してございますが、証明により利益を受けられる申請者から手数料を徴収されている県内市町の状況や、当該証明を利用されない方との公平性を確保する適正な受益者負担の観点から、手数料を徴収させていただくこととし、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の概要でございます。

大網白里市使用料及び手数料条例第3条第1項に規定いたします、別表第3の項目の1、地方自治法に基づき、市が自治事務として行うものの中に都市計画事務に係るもの（土地に関する証明に限る）を加えるものでございます。手数料は1件300円とさせていただきます。その理由といたしましては、資料の4枚目をごらんください。

こちらが県内の線引き市町と近隣市におけます手数料の調査結果でございます。線引き市町25のうち24の市町が手数料を徴収されております。そのうち23市町が1件300円、1市が2

00円でございます。さらに、近隣の東金市、山武市、茂原市でも1件300円の手数料を徴収されていることを踏まえまして、1件300円が適当とさせていただきます。しかしながら、1件の考え方につきましては、3筆や5筆、10筆など、各市町でさまざまになってございます。

そして、すみません、資料1枚目にお戻りいただきまして、そのため本市におきましては、固定資産税の課税台帳の閲覧手数料や納税証明書の交付手数料と同様にいたしまして、土地10筆をもって1件を基本といたしまして、10筆以内の申請も1件とさせていただきます。また、10筆を超える申請で10筆に満たない端数がある場合には、その端数をもって1件とすることとして、摘要欄に加えさせていただきます。

次に、3の施行日は令和2年4月1日とさせていただきます。

次に、4の新旧対照表でございます。資料の3枚目をごらんください。

左が改正後、右が改正前でございます。この赤字で記載している箇所が改正箇所でございます。この左側の表のとおり、別表第3に赤字で記載いたしました内容を追加させていただくものでございます。

最後になりますが、この都市計画に関する土地の証明の用途といたしましては、農地の相続税の納税猶予手続や土地の売買などの資料として使用されてございます。そのため申請者は特定の者に限られるため、県内の線引き市町や近隣市の多くにおきましては、手数料を徴収し、申請者であります受益者の方に応分の負担を求めているところでございます。そのため本市におきましても、この証明の事務を全て税で賄うのではなく、当該証明により利益を受けられる申請者から手数料を徴収させていただきます。利用する方、利用されない方との負担の公平性を確保しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） ただいま説明がありました議案第9号の内容につきまして、ご質問等があれば委員の皆様方、お願いいたします。

林委員、どうぞ。

○林 正清子委員 すみません、シンプルに今まで皆さん、市町村ほかはやられていて、やられていなかった理由というのを。

○委員長（石渡登志男委員長） 課長。

○米倉正美都市整備課長 このたび厳しい本市の財政状況もございまして、使用料、手数料を

点検作業を進めさせていただいているところでございます。その中で今回上げさせていただきました都市計画に関する土地の証明につきまして、近隣、県内の市町を調べたところ、ほとんどが徴収されていることがわかりましたことから、今回、この議案として提出させていただいたところでございます。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかに質問等はございますか。

（発言する者なし）

○委員長（石渡登志男委員長） なければ、都市整備課の皆様方、ご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（都市整備課 退室）

○委員長（石渡登志男委員長） では、これより各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第6号 令和元年度大網白里市公共下水道事業特別会計補正予算について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（石渡登志男委員長） 賛成総員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

では、次に、議案第9号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ないようですので、それでは、議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（石渡登志男委員長） 賛成総員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（石渡登志男委員長） 次に、その他ですが、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（石渡登志男委員長） ないようならば、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長（上代和利副委員長） 以上をもちまして産業建設常任委員会を閉会といたします。
皆様、お疲れさまでした。

(午後 2時16分)